

鹿児島県特別支援学校等の教育環境の改善について(提言)【概要】

令和5年2月 鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会

【はじめに】

今後の本県特別支援学校等の教育環境改善に向けた方向性について、調査・研究及び検討を行うために本委員会を設置。県教育委員会からの諮問に基づき、以下の2点を協議。

1 特別支援学校に通う児童生徒の増加への対応、特別支援学校設置基準への対応、通学時間への対応を踏まえた教育環境改善に関すること。

2 離島における特別支援教育の充実に関すること。

協議を通して、上記の2点に加え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場において、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成できるように、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全教員等の特別支援教育に関する専門性の向上を目的とした研修推進体制の在り方等を検討する必要性を確認。

第Ⅰ章 特別支援学校における教育環境について

1 特別支援学校の現状

- 知的障害を対象とした特別支援学校に通学する児童生徒が増加。今後もその傾向は続く見込み。
- 牧之原養護学校、鹿屋養護学校の「校舎の面積」は、国が公布した「特別支援学校設置基準」に満たない状況。両校は「施設の狭隘化」が課題であり、教育課程の適切な運用が困難な状況。
- 牧之原養護学校の通学区域である曾於地区及び姶良地区、出水養護学校の通学区域である伊佐・湧水地区には、通学バスに長時間乗車して通う一定数の児童生徒があり、身体的・心理的な負担が生じている。

2 特別支援学校における教育環境の課題

- 「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」が課題。
牧之原養護学校：「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」に課題。
出水養護学校：「通学バスの長時間乗車」に課題。
鹿屋養護学校：「施設の狭隘化」に課題。

3 特別支援学校における教育環境の改善に向けて

- 牧之原養護学校と鹿屋養護学校における「施設の狭隘化」の解消、及び、牧之原養護学校と出水養護学校における「通学バスの長時間乗車」の解消に向けて、校舎の増築又は特別支援学校の分置を検討することが必要。
- 鹿屋養護学校は校舎を増築する面積があるため、増築での対応が考えられる。
- 分置は、本校の新設、分校や分教室の設置、廃校等の改修、他校の余裕教室の活用などの方法が考えられ、地域の実情等を踏まえて選定。
- コミュニケーションや社会性など自立と社会参加に向けた力の育成と、適切な学校経営の視点から、特別支援学校には一定数の児童生徒及び教員が必要。そのため、分置を検討する地域は、小学部、中学部、高等部に通学する一定の児童生徒数が継続して見込まれることが望ましい。
- 「児童生徒数の見込み」、「施設の狭隘化」、「通学バスの長時間乗車」を踏まえ、曾於地区、姶良地区、伊佐・湧水地区に、特別支援学校の分置を検討することが望ましい。
- 分置を検討する地域の優先順位は、「施設の狭隘化」と「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある牧之原養護学校における曾於地区、次に「通学バスの長時間乗車」の解消を図る必要のある出水養護学校における伊佐・湧水地区、最後に「通学バスの長時間乗車」について高速道路の利用等運行の工夫を検討できる牧之原養護学校における姶良地区の順が望ましい。
- 「設置基準」を満たす適当な敷地がない等、地区の状況により優先順位が入れ替わることも想定。
- 分置は、地元自治体の協力が不可欠であるため、今後、それぞれの地区と分置に向けて協議し、分置する場所やスケジュール等について調整することが必要。

第Ⅱ章 離島等における教育環境について

1 離島における特別支援教育の現状

- 市町村教育委員会から特別支援学校への就学が望ましいとの判断を受け、特別支援学校への就学を希望している障害の程度が比較的重い児童生徒や保護者等が、居住する離島に特別支援学校がないために、小・中学校への就学を選択するケースがある。その数は、離島ごとに0~6人であった。
- 距離や予算的な制約から、特別支援学校のコーディネーター等による巡回相談の回数に制限が生じている。
- 関係機関が限定されている離島においては保護者等の相談に十分対応することが難しかったり、教員が関係機関と連携する具体的な時期や方法等が明確になっていなかったりするケースがある。

2 離島等における教育環境の課題

- 障害の程度が比較的重いにも関わらず、地域に特別支援学校がないために小・中学校への就学を選択した児童生徒の自立と社会参加に向けた力を育成するための教育環境を整備する必要がある。

3 離島等における教育環境の改善に向けて

- 小・中学校への就学を選択した障害の程度が比較的重い児童生徒が、自立と社会参加に向けた力を身に付けることができるよう、教育環境の改善に向けた具体的方策を検討することが必要。
- 対象の児童生徒の数が限られる地域に特別支援学校を設置することについては、コミュニケーションや社会性など自立と社会参加に向けた力を育成するといった学校の機能を十分に発揮することが難しくなることが想定。
- 一定数の児童生徒が在籍している小・中学校の教育環境やコミュニティを最大限生かしていくことで高い教育効果が期待できる。このことを踏まえると、小・中学校の特別支援学級等における指導や支援を充実させることができると想定。そのため、特別支援学校のコーディネーターを小・中学校に定期的に派遣して、特別支援学級の担任等に対して対象の児童生徒に対する教育課程の編成や授業づくり等について助言を行うことによって、専門的な指導や支援を担保すべきである。
- 具体的には、特別支援学校のコーディネーターが行う巡回相談の更なる充実を図ることが必要。小・中学校を訪問する回数を増やしたり特別支援学校のコーディネーターを常駐させたりする方法が考えられる。

第Ⅲ章 特別支援教育の更なる充実に向けて

1 全教員等の特別支援教育に関する専門性の更なる向上に向けて

- 特別支援学校のみならず、小・中学校や高等学校を含め、全教員等がキャリアステージに応じた特別支援教育の知識等を十分に身に付けることができるよう、オンラインやオンデマンドを活用した研修推進体制の在り方について検討することが必要。
- 今後も、特別支援学校と小・中学校等との、より積極的な人事交流の推進に努めることが必要。

2 組織的・協働的に取り組む校内支援体制づくりの一層の推進に向けて

- 一人一人の教員等の専門性や経験等を生かしながら学校全体で組織的・協働的に特別支援教育に取り組むための校内支援体制づくりを一層推進することが必要。そのため、校内委員会の効果的な運用等に関する研修の更なる充実を図ることが必要。

3 各地域における地域支援体制が有する機能の更なる発揮に向けて

- 障害のある児童生徒が地域で主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくためには、関係機関が連携して切れ目ない支援を提供するという地域支援体制の機能がこれまで以上に発揮できるようになることが求められる。そのため、特別支援学校のコーディネーターや市町村教育委員会の指導主事等は、関係機関と連携しながら地域支援体制の在り方等について研修できるようにすることが必要。